

真の働き方改革実現に向けて（令和5年度を見据え）PART II

（給特法7条：時間外勤務、月45時間以内、年360時間以内の区規則施行に向け）

文部科学省が示した働き方改革実現「3本の矢」の発信（ステップ2）

「イクボス宣言」を出して1年と3か月、前回の関北通信No.39でお話ししたように**前任校では、働き方改革への先生方の意識が徐々に高まってきた**頃のことです。

令和元9月下旬、平成31（令和元）年度の文部科学省予算概算要求説明会で、当時の合田財務課長から教育予算増額のための施策が「3本の矢」として示されました。「**1本目**」は教職員定数の複数年の改善、いわゆる「**35人学級の実現**」です。「**2本目**」は言わずと知れた「**GIGAスクール構想**」です。ご存じの通りこの2本は、コロナ禍を契機として劇的に実現に至りました。そして、**最後の矢が「給特法」の改正**。特に改正の要は、表題の7条と5条なのです。合田課長からは、「**3本目の矢が現場でどのように根付くかが、今後の教育の浮沈を握る**」「**そのための予算措置を講じる**」と強い決意が語られました。

わたくしは、この並々ならぬ決意が現場で活かされるためには、この法律への理解を現場で理解を図り「**魂を吹き込む**」ことが**校長の使命と確信**いたしました。

すぐに説明会の資料を通信に反映させ、職員のみなさんに配布して今後のスケジュール（以下）を示しました。

○給特法の成立（平成31：令和元年12月）→各地方公共団体において教育委員会規則等をして定め、令和2年4月から施行。

その後、10月初めに

「法律上は、令和2年度から**時間外勤務、月45時間以内、年360時間以内**が規則として施行されます。あと6か月の内にそのことを想定したご自身の働き方への意識改革を共に成し遂げていきましょう」とのメッセージ（**次号で詳しく**）を全てのスタッフへ発信しました。

令和2年度に向かう6か月の内に、「関北通信39、PART I」で現れた成果が「**如実**」となりました。「**区の電話応答メッセージ機能**」も大きな追い風となりました。

折しも、中国武漢で新型肺炎発生の記事がなされ、年明けからは、皆さんがご存じのような「**未曾有**」の事態にまで発展していきます。

今回は、PART III：「**勤務時間入力表の導入**」へと続きます。